

## 香川県条例第10号

職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部を改正する条例

職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例（昭和26年香川県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>(失職の例外)</p> <p>第8条 任命権者は、公務遂行中の過失による事故又は通勤途上の過失による交通事故により、禁錮以上の刑に処せられその刑の全部の執行を猶予された職員について、情状により、その職を失わないものとする。ことができる。</p> <p>2 略</p> | <p>(失職の例外)</p> <p>第8条 任命権者は、公務遂行中の交通事故により、禁錮以上の刑に処せられその刑の全部の執行を猶予された職員について、情状により、その職を失わないものとする。ことができる。</p> <p>2 前項の規定によりその職を失わなかった職員が刑の全部の執行猶予を取り消されたときは、その職を失う。</p> |

### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第8条第1項の規定は、同日以後に禁錮以上の刑に処せられその刑の全部の執行を猶予された職員の失職について適用する。